

1992年9月11日  
(平成4年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

職員人事・給与等の業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1992年（平成4年）9月2日付で諮問された、職員人事・給与等の業務に係るコンピュータ利用（システム変更を含む）について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 現在、本市の職員の人事管理・給与支払い等の業務については、主に給与計算を目的としてホストコンピュータに入力された職員の基本情報から、個々の業務に必要な範囲でデータを抽出し、利用するシステムとなっているが、業務の複雑多岐化や職員数の増加に伴い、事務効率の低下をきたしているほか、情報の管理面においても支障を生じるようになってきている。
- ・ また、人事管理の基礎となる職員人事記録台帳の処理は、年間約12,000件にも上っているが、これらはすべて手作業により行っており、迅速性や正確性に欠けるばかりでなく、各業務の担当者が必要以上の項目を見ることが可能な状態となっているため、プライバシー侵害のおそれもあるといえる。
- ・ このため、人事・給与・研修その他のデータを一元化し、オフィスコンピュータにより迅速かつ正確な事務処理を可能にするとともに、情報の細分化やデータ利用範囲の明確化等、より厳格な管理が可能なシステムに変更するものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

① 職員の適正な人事管理、円滑な給与支払い等を行うためには、職員一人一人の正確かつ最新の情報を各業務ごとに把握する必要があるが、現行の処理方法では、多岐にわたる業務の中で対応が困難であると認められるほか、非効率的であるといえる。

② 職員人事記録台帳についても、手作業による処理には限界があり、また、現状では各業務に必要な範囲外の項目についても可視的な状態にあることから、十分な安全対策、保護措置を講じることができれば、コンピュータ化により利用範囲を明確にすることの必要性は認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

オフィスコンピュータに入力される項目は、現在ホストコンピュータに入力されている職員の基本的事項をはじめ、職員人事記録台帳に記載されたすべての項目となるが、これらは各業務における必要最小限の項目であると認められる。

- ・ 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、職員担当内にホストコンピュータ及び端末機を設置し、また、教育委員会、消防本部及び市民病院の各人事担当内にも端末機を設置するものであるが、これらはすべて専用ケーブル又は専用回線で接続されるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、「職員情報システムに係る個人情報取扱い要領」に基づき、端末機の利用者を限定したうえで、個人ごとにIDカードを交付し、パスワードを設定するほか、端末機の使用状況を常に監視できるシステムにするなど、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

#### 4 審議会の意見

物理的な安全対策を講じることが当然のことであるが、さらに職員個々の服務上の問題として、権限を持たない者による不正に対する罰則規定等を、内部規程の中に加えるなどの対策も、今後検討されたい。

以上